2　いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

・いじめが疑われるような動きがあった場合
・いじめを発見した場合
・生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
・一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任
生徒指導担当

→　ただちに報告する　**教頭・校長へ**

・速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会　↔　**関係機関**

・「いじめ対策委員会」での関係生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
・犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害生徒への継続した支援

・被害生徒を守り通すとともに、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員・家族・地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害生徒への継続した指導

・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
・いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

・つながりのある教職員を中止に、即日、関係生徒（加害･被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校　との連携方法について話し合う。